

ふるさと帰還通行カード利用約款

(目的)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下、「会社」といいます。）が、料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年九月三十日国土交通省告示第千六十五号。以下、「告示」といいます。）第八号に基づく「原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置」（以下、「無料措置」といいます。）の実施に伴い発行する「ふるさと帰還通行カード」（以下、「カード」といいます。）の利用について規定するものです。

(定義)

第2条 本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 高速道路 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡橋株式会社（以下、「四会社」といいます。）が管理する高速自動車国道をいいます。
- 二 高速道路等 高速道路及び四会社が管理する一般有料道路のうち、告示第八号イ及びロにおいて料金を徴収しない区間として定めるものをいいます。
- 三 対象インターチェンジ 告示別表第一に記載の料金所をいいます。ただし、東日本大震災の発生時に福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた方においては告示別表第二に記載の料金所も含まれます。
- 四 対象車両 告示第八号の車両（告示第九号イからトまでに掲げる車両に限ります。）をいいます。

(カードの利用目的)

第3条 本約款の定めに従いカードを利用し無料措置の適用を受ける方（以下、「利用者」といいます。）は、生活再建に向けた一時帰宅等を目的とする走行のみカードを利用できるものとします。

(カードの利用資格)

第4条 カードは、告示第八号に定める無料措置の対象者が利用することができます。

2 告示の改正があった際には、カードの利用資格が変更となることがあります。

(カードの利用申込み)

第5条 カードの利用申込みは、前条第1項に定める個人に限るものとします。

2 申込み及び貸与を受けることができるカード枚数は、1人1枚に限るものとします。

3 カードの利用申込みを行う個人（以下、「申込者」といいます。）は、本約款を承諾の上、ふるさと帰還通行カード利用申込書（以下、「利用申込書」といいます。）を東日本大震災発生時に住所を有していた福島県内の市町村が指定する受付窓口（以下、「受付窓口」といいます。）へ提出してください。

(利用申込みの審査)

第6条 受付窓口では、利用申込書に記載されている個人が、第4条に定める利用資格を有しているかについて審査します。

2 申込者は、利用申込書及び所定の公的証明書等を受付窓口に提示することとします。

3 受付窓口は、第4条に定める利用資格を有していること及び記載内容に遺漏が無いことを確認した上で利用申込書を会社へ送付します。

4 申込者は、前項により送付された利用申込書を審査し、申込者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、カードの利用申込みを拒絶することがあります。

- 一 申込者が既にカードの利用申込みを行っているとき又は既にカードの貸与を受けているとき。
- 二 その他会社がカードの利用申込みを拒絶することが適当であると認める事由があるとき。

(カードの利用承認等)

第7条 会社は、前条第3項の定めにより受付窓口から送付された利用申込書について、前条第4項に係る審査を行った上、当該利用申込みが適当であると認める場合は、当該申込者にカードを発行及び貸与し、その利用を承認します。

2 会社は、前項により発行及び貸与するカードを、カードの利用を承認された申込者本人宛てに送付します。

(カードの利用方法等)

第8条 利用者は、高速道路等の料金所において、以下の定めに従いカードを利用することで無料措置の適用を受けることができます。

- 一 カード記載の氏名及び顔写真が利用者本人と一致していること。
- 二 利用者が運転又は同乗している車両であること。
- 三 対象インターチェンジを入口又は出口とする走行（以下、「対象となる走行」といいます。）であること。
- 四 対象車両による走行であること。

2 利用者は料金所において下記のとおり通行することとします。

- 一 入口及び出口料金所では、必ず一般レーン、一般混在レーン、サポートレーン又はサポート混在レーンを通行してください。ETCレーンは通行できません。
- 二 入口料金所では必ず通行券を受領してください。
- 三 出口料金所において、係員のいるレーンでは、通行券と共にカードを提出するものとし、料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券及びカードを挿入する前に、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。出口料金所のレーンがサポートレーン又はサポート混在レーンの場合は、当該レーンに設置されたインターフォン等でカードの利用者であることを申し出てください。
- 四 対象となる走行を予定していた利用者が、通行止め等利用者の責に帰すべき事由がない理由で、高速道路等から流出した場合は、出口料金所でその旨を申し出てください。その場合、前項三号に関わらず、途中

流出した走行及び再度高速道路等に乗直しを行った当初目的地までの走行を無料措置対象とします。

3 料金所では係員がカード記載の氏名及び顔写真が利用者本人であることを確認するため、カードの他に本人を確認するための書類提示を求められることがあります。カードを利用する際には、本人が確認できる公的証明書等を必ず携帯してください。

4 本条の定めを満たさないことにより、無料措置の適用を受けずに通行料金を精算した場合、その後、カード提示等を行っても無料措置の適用は行いません。

(利用者によるカードの管理等)

第9条 カードの所有権は会社に帰属します。利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければなりません。また、利用者は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入れし又は担保に供することを一切してはなりません。

2 利用者は、カードを違法な取引に利用してはなりません。

3 利用者は、カードを改変してはなりません。また、破損又は変形したカードは使用してはなりません。

4 利用者が前各項に違反したことにより生じる一切の責任及び損害は、当該利用者が負うものとします。

(カードの有効期限等)

第10条 カードの有効期限は、会社が指定する日又は第13条及び第16条に定めるときのみいずれか早い日とします。

2 利用者は、有効期限が経過したカード及び第12条により新しいカードの貸与を受けた場合の旧カードの取扱いについては、会社の指示に従うものとします。

3 告示の改正に伴い、無料措置の期間及び対象者が変更となった場合、第1項に関わらずカードの利用ができなくなることがあります。

(カードの亡失)

第11条 利用者は、紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、速やかにその事実を会社に届出してください。

2 利用者がカードを亡失したことにより生じる一切の責任及び損害は、前項の届出の有無及び亡失事由にかかわらず、利用者が負うものとします。

3 利用者は、第1項の届出をした後に亡失したカードを発見したときは、直ちに、会社に対する事実を連絡してください。この場合において、発見したカードは継続して利用できません。

4 利用者は、次条によりカードの再発行を受けた後に亡失したカードを発見したときは、速やかにその事実を会社に届出してください。また、発見したカードの取扱いについては、会社の指示に従ってください。

(カードの再発行)

第12条 利用者は、カードが破損、変形又は亡失等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、会社に連絡してください。連絡を受けた会社は、利用者に対しカードの再発行を行います。

2 カードの再発行に係る期間は、会社が特段の事情があると認めた場合を除き、無料措置の適用を受けることはできません。

(解約)

第13条 利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、その事実を会社に連絡してください。連絡を受けた会社は、利用者のカードを解約します。その場合、利用者はカードを会社に直ちに返却しなければなりません。ただし、会社が別の方法を案内した場合は、当該案内した方法に従うものとします。

(利用者資格の喪失)

第14条 利用者である個人が、死亡したときは、利用者の資格を喪失します。

2 前項に該当するとき、当該利用者の相続人等は、その事実を会社に連絡してください。連絡を受けた会社は、利用者の資格喪失手続きを行います。その場合、カードの取扱いについては、会社の指示に従ってください。

(通行料金の支払い等)

第15条 利用者は、第3条に反する走行又は第8条に定める利用方法以外の走行が認められ、四会社いずれかから当該走行についての通行料金の請求を受けたときは、当該会社の指定する方法により、支払期日までに支払わなければならないとします。

2 前項の定める通行料金を指定期日までに支払わない場合、請求した会社が定める営業規則を準用し、督促を実施し、督促手数料及び延滞金を加算します。

(利用者資格の取消)

第16条 会社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく、カード利用を停止し、利用者の資格を取り消すことができます。

- 一 カードの利用申込の際に、氏名、住所等申込者の特定及び確認に必要な事項について虚偽の申告があったとき。
- 二 第3条の利用目的に反する走行のほか、本約款に違反したと認められるとき。
- 三 第15条に定める通行料金等を支払期日までに支払わないとき。
- 四 四会社の管理する道路の利用に際し、道路整備特別措置法に基づき会社が定める通行方法、供用約款及び営業規則その他これらに類する規則等を遵守しないとき。
- 五 その他会社が利用者の資格を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 利用者は、前項各号に基づき利用者資格を取り消されたときは、直ちにカードを会社に返却しなければなりません。ただし、会社が別の方法を案内した場合は、当該案内した方法に従うものとします。

(届出事項の変更)

第17条 利用者は、会社に届出た事項に変更があったときは、遅滞なく会社に届出てください。

- 2 利用者が、前項の届出を遅滞し又は適切に行わなかったために、会社からの通知、連絡及び送付物が延着し、又は到着しなかった場合には、会社の発送日を基準として通常到着すべき時に利用者へ到着したものとみなします。

(免責事項)

- 第18条 会社は、次の各号に掲げるときに申込者又は利用者が被った損害について、一切責任を負いません。
- 一 利用申込書等の不備、届出事項の誤り、郵送上の事故、カードの有効期限の経過その他会社の責めに帰ることができない事由により、利用者のカードの利用が遅延し又は不能となったとき。
 - 二 カードに破損、き損、変形その他の異常があったことにより、又は、利用者のカード紛失、盗難等により、カードの利用が遅延し又は不能となったとき。
 - 三 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他会社の責めに帰することができない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し又は不能となったとき。
 - 四 利用者がカードを亡失した場合において、他人に当該カードを利用されたとき。
 - 五 災害、事変その他会社の責めに帰することができない事由により、カードの利用が遅延し又は不能となったとき。
 - 六 会社の責めに帰することができない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、申込者又は利用者の個人情報又はカードの利用に関する情報が漏えいしたとき。

(約款の変更、承認)

第19条 本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及びその変更内容並びにその施行日を会社のホームページに掲示する方法等により、会社から利用者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、変更した約款の施行日以降にカードを解約しないとき又はカードを利用したときは、当該変更事項を承認したものとみなします。

(取扱い窓口)

第20条 第11条、第12条、第13条、第14条及び第17条に定める連絡及び届出を行う場合の連絡先は、東日本高速道路株式会社お客さまセンターとします。その他約款に定める会社の事務の取扱窓口は、ふるさと帰還通行カード発行事務局とします。

(準拠法)

第21条 利用者と四会社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第22条 利用者は、会社との間で本約款に係る訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

附則

- 一 本約款は、令和4年4月1日から施行します。
- 二 この変更約款施行の際現に変更前の約款により無料措置が適用される高速道路等の走行を継続している利用者については、当該走行を終え高速道路等から流出するまでの間、なお従前の例により無料措置の適用を受けることができます。

ふるさと帰還通行カード プライバシーポリシー

東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社（以下「会社」といいます。）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図り、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、会社が掲げる「個人情報・特定個人情報保護に関する具体的な事項」のほか、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

(1) 管理のための措置

●会社は、会社が定める個人情報保護規程にしたがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に保護いたします。

(2) 個人情報の収集

●会社は、ふるさと帰還通行カード（以下「カード」といいます。）のサービスをお客さまに提供するために、以下の情報を収集いたします。

1. 氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真等の利用申込書に記載された情報、並びにふるさと帰還通行カード利用約款（以下「約款」といいます。）第17条第1項に基づいて利用者が会社に届け出た情報
2. カードの利用申込日、利用者資格の付与日等の契約内容に関する情報
3. カードの利用状況等の約款に基づき発生した客観的取引事実に基づく情報
4. お問合せ等の通話等の記録情報
5. 会社が適正かつ適法な方法により収集した住民票等の公的機関が発行する書類等に記載されている情報
6. 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報

(3) 個人情報の利用及び提供

●会社は、収集したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

1. カードの発行、発送、管理及びカードのサービス提供を行うために利用する場合
2. お客さまからの問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
3. 道路の管理業務を行うために利用する場合
4. 道路利用の状況を把握するために利用する場合
5. 約款第15条に定める通行料金等の請求に使用する場合
6. お客さまにカードの利用に関するお知らせを発送する場合

●会社は、お客さまに関する個人情報を、次の場合を除き、お客さまご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

1. お客さまに所定のサービスを提供するために、国及び地方公共団体に必要最小限の情報を提供する場合
2. 道路利用の状況を開示するために、個人を識別できない情報を作成する場合
3. ふるさと帰還通行カード利用約款その他でお客さまにご了承いただいたうえで第三者に提供する場合
4. 法令により開示を求められた場合

(4) 個人情報の適正管理

●会社は、カードに関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。

●会社は、収集した個人情報がカードの運営に必要ななくなった場合は、速やかに消去又は破棄いたします。

●会社は個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適切な管理を行います。

(5) 個人情報の処理に従事する者の責任

●カードのサービスに関して、個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

(6) 個人情報の処理に関する外部委託

●会社は、カードのサービスの実施に必要な事務を委託するために事務処理会社に個人情報を提供する場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる事務処理会社を選定します。さらに、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客さまの個人情報の漏えい等の事故を起こさないように必要な事項を取り決めるとともに、当該事務処理会社に個人情報の適切な管理を実施させます。

(7) 個人情報の開示とその訂正

●会社は、自らが保有する個人情報ファイルの存在、概要等を明らかにいたします。また、お客さまご自身から個人情報の開示のお申出があったときは、カードのサービスの業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合又は法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示いたします。

●会社は、個人情報の開示を受けたお客さまから、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申出があったときは、遅滞なく調査を行い、必要に応じて措置を講じたうえでその結果を当該お客さまに報告いたします。

(8) 個人情報の保護管理者

●会社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。●個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する職員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

(9) ご意見対応

●会社は、個人情報の利用、提供、開示又は個人情報の訂正等のお申出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

(10) お問い合わせについて

●お客さまの個人情報に関する手続のお問い合わせについては、NEXCO東日本お客さまセンター（0570-024-024または、03-5308-2424）でお受けいたします。